

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 10 日

鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和 7 年度鳥取県中部総合事務所が所管する公用車の車検及び定期点検（委託）業務（その 2）（発注番号 6）一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の総額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札説明書別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に示す本業務を行うのに必要な道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条の規定に基づく継続検査若しくは同法第 48 条の規定に基づく定期点検整備に必要な国土交通省の認証等を取得していること又は労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 2 項に規定する特定自主検査を行う同項に規定する検査業者であること。なお、業務に必要な認証、登録等未取得していない場合は入札をすることができない。

(3) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「車両・船舶及び航空機類」の「車両部品及び修理」又は「機械等（建物等以外）保守点検」の「機械（建物等以外）保守点検」に登録されている者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(6) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所県民福祉局 会計総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する担当部局

〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町 2

鳥取県中部総合事務所県民福祉局 会計総務課

電話 0858-23-3953

電子メール chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 7 年 9 月 10 日（水）から同月 18 日（木）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県中部総合事務所

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-kenminfukushi/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年9月10日(水)から同月18日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年10月1日(水) 午前9時30分 即時開札

イ 場所

〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所 1号館A棟 101会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、仕様書に示す業務の名称及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に令和7年9月18日(木)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 本件業務に係る車検時の自動車重量税及び検査手数料(印紙代)は、受注者が検査機関に支払い、発注者に相当額

を請求するものとし、車検に必要な自動車損害賠償責任保険については別途発注者が手続きを行い車検日までに保険証書を受注者に送付するものとする。

また、本件業務の実施において、国の定める保安基準への適合等のため、本件業務の対象とならない部品の交換等が必要と発注者が判断した場合は、本件業務対象外経費として、別途発注等の手続きを行うものとする。

イ その他詳細は、入札説明書による。